

鳥取県児童虐待防止啓発業務委託評価要領

- 1 件名  
鳥取県児童虐待防止啓発業務
- 2 内容  
県では、児童虐待防止についてより効果的な普及啓発を行うため、経験・技術・企画力を持つ民間事業者等に広報啓発業務を委託する。
- 3 条件  
鳥取県児童虐待防止啓発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 4 審査委員  
広報関係者、児童養護施設等職員、鳥取県職員より4名任命する。
- 5 審査項目及び配点
  - (1) 各審査委員（4名）が下記の評価項目ごとに採点した内容点（90点満点）の平均点と価格点（10点満点）を総合し（100点満点）、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、算出にあたっては小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目からは切り捨てとする。なお、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査員の多数決により順位を決定する。
  - (2) 各評価項目の得点は、下記評価基準（※1）により審査委員が5点満点で採点した点に、それぞれ当該評価項目ごとの係数を乗じた点数とする。

(内容点)

評価項目	内容	係数	配点
リーフレット	・仕様書6に定めるデザインや記載内容が網羅されているか。	1	5
	・デザイン等に独自の工夫があるか。	2	10
マスク	・仕様書6に定めるデザインや記載内容が網羅されているか。	1	5
	・デザイン等に独自の工夫があるか。	2	10
ステッカー	・仕様書6に定めるデザインや記載内容が網羅されているか。	1	5
	・デザイン等に独自の工夫があるか。	3	15
独自提案	・事業を行うにあたり、より効果的な方法を検討し、計画を立てているか。	2	10
	・広報範囲は、県内全域に網羅されているか。	2	10
実施体制 ・スケジュール	・業務の実施体制やスケジュールは妥当であるか。（業務の一部について再委託等を予定している場合は、提案者が実施主体として妥当であるか、効果的な体制か）	1	5
提案者の適格性	・児童虐待防止に関する情報収集を行った上で提案を行っているか。	1	5
	・過去に同規模又はそれ以上の委託を受け、適正に実施した実績があるか。	1	5
総合	・提案書、プレゼンテーション等を通じて、業務に対する知見、技術力、積極性が認められたか。	1	5
小計			90

(価格点)

見積（想定）価格	10×（1－見積価格（税込）／予算額）		10
	失格	予算額を超える見積	
合計			100

※1 評価基準

審査委員は、評価項目ごとに下記の評価基準に基づき、絶対評価により採点する。

採点	評価基準
5	特に優れている
4	優れている
3	標準的
2	劣る
1	非常に劣る